

## オーストラリアの政府間財政調整—その概要と近年の動向—

## はじめに

平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」において、三位一体の地方財政改革の二つの柱である、地方への補助金削減と税源移譲について数値目標が設定された。しかし、もう一つの柱である地方交付税制度改革については、具体的な改革の方向性は必ずしもはっきりしない。今後、地方交付税制度の在り方など財政調整制度をめぐって、議論が活発になるものと思われる。

財政調整制度の改革をめぐっては、「地域間の格差をどこまで埋めるのか」という財政調整機能と、「国として、どのレベルまで保障するのか」という財源保障機能の2点が、議論の焦点である。諸外国においても、この二つの機能が財政調整制度の重要なポイントとなっている。そこで本稿では、近年大きな税財政改革が行われたオーストラリアの連邦政府と州政府間の財政調整の概要と課題を紹介することとする。

## I オーストラリアの連邦・州間関係

## 1 オーストラリアの連邦制度の概要

オーストラリアは、人口2,000万人弱、国土面積769万km<sup>2</sup>の連邦制国家である。ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州、南オーストラリア州、タスマニア州の6つの州と北部特別地域、首都特別地域から成る<sup>(1)</sup>（表1）。その広大な国土や人口の偏在、多様な地域性のため、州間の経済力および財政力の格差は大きい。

オーストラリアは、18世紀末に英国の流刑植民地から発展し、1901年に連邦を結成した。連邦制度の構築にあたっては、連邦政府の権限を列挙し、残余権を州に留保するアメリカ型の制度を採用した<sup>(2)</sup>。そのため、州の権限が強い<sup>(3)</sup>。各州の下にはシティやミュニシパリティと呼ばれる地方自治体が存在するが、州政府のコントロール下にあり、権限は弱い。

## 2 財政面における連邦・州間での不均衡

州政府の権限が強い反面、税収は連邦が州を大きく上回っており、財政面での垂直的な不均

表1 オーストラリア各州の概要

州 名	略 称	人 口	面 積	州 都
ニューサウスウェールズ州	N S W	661万人	80.1万km <sup>2</sup>	シドニー (415万人)
ヴィクトリア州	V I C	482万人	22.7万km <sup>2</sup>	メルボルン (349万人)
クイーンズランド州	Q L D	364万人	173.1万km <sup>2</sup>	ブリスベン (165万人)
西オーストラリア州	W A	191万人	253.0万km <sup>2</sup>	パース (140万人)
南オーストラリア州	S A	151万人	98.3万km <sup>2</sup>	アデレード (111万人)
タスマニア州	T A S	47万人	6.8万km <sup>2</sup>	ホバート (20万人)
北部特別地域	N T	20万人	134.9万km <sup>2</sup>	ダーウィン (11万人)
首都特別地域	A C T	32万人	0.2万km <sup>2</sup>	キャンベラ (32万人)

(出典) Year Book Australia 2003 より作成。

衡が生じている。

### (1) 税収と歳出のギャップ

税収については、州税が2割に満たないのに対して連邦税が総税収の8割以上を占めている(表2)。カナダ、ドイツ、アメリカの連邦税の割合は、それぞれ49%、51%、60%であり、オーストラリアは主要な連邦制国家のなかで最も高い。

これは、第2次世界大戦時に連邦政府が戦費調達のために、連邦政府と州政府の双方にとっ

て主要税目であった所得税を連邦単独の税目とし、大戦後も連邦による所得税の独占が続いていることが主因である。州の主要税目は、賃金税、ギャンブル税、自動車税などの課税ベースが狭い税目となっている(表3)。歳出については、自己目的歳出(全歳出額から他政府への一般交付金をひいたものにほぼ相当する)<sup>(4)</sup>の比率は、連邦対州が3対2である(表2)。つまり、州政府の税収は自己目的歳出を大きく下回っている。この差額は、連邦から州への一般交付金(使途に制約のない財源)や特定目的補助金(使

表2 各政府の税収、自主財源、自己目的歳出(1999年度、2000年度)

	税 収		自主財源による歳入		自己目的歳出	
	(100万ドル)		(100万ドル)		(100万ドル)	
1999年度						
連邦	152,576	77.7%	166,617	68.7%	121,298	55.3%
州	37,820	19.3%	61,908	25.5%	83,355	38.0%
地方自治体	6,002	3.1%	14,097	5.8%	14,841	6.8%
2000年度						
連邦	175,010	81.8%	185,379	72.2%	136,800	56.1%
州	32,604	15.2%	56,518	22.0%	91,306	37.4%
地方自治体	6,388	3.0%	14,778	5.8%	15,726	6.4%

(出典) 岩田由加子「付加価値税導入と政府間財政関係 オーストラリアにおける2000年税制改革(上)」『自治研究』2003.4, p.111 [表-1]を参考に作成。

表3 連邦、州・地方自治体の税収と税収割合(2000年度)

	税 目	連 邦 税 (A) (100万ドル)	州・地方自治体税 (B) (100万ドル)	連邦、州・地方政府 (A)+(B) (100万ドル)	総税収に占める割合 (A+B)/(C)
所得税	個人所得税	77,392		77,392	36.2%
	法人所得税	42,221		42,221	19.8%
	非居住者所得税	1,242		1,242	0.6%
賃金税	一般賃金税		9,512	9,322	4.4%
	その他の労働力課税	3,577		3,537	1.7%
資産課税	固定資産税		9,062	9,062	4.2%
	金融および資産移転税	12	9,754	9,766	4.6%
財・サービス課税	一般税(売上税)	1,976		1,976	0.9%
	GST	23,854		23,854	11.2%
	物品税と賦課金	19,470	17	19,487	9.1%
	関税	4,606		4,606	2.2%
	ギャンブル税	6	3,547	3,553	1.7%
	保険税		2,402	2,402	1.1%
利用者税	自動車税		4,030	4,030	1.9%
	営業税		325	325	0.2%
	その他	655	337	992	0.5%
	合 計	175,011	38,986	213,766 (C)	100%

注:各政府部門の税収額の合計値と政府部門総税収の割合は、政府間税のために一致しない。

(出典) 表1と同じ

途が特定された財源) などの移転財源によって埋められている。

2002年度予算における、連邦政府から州政府への移転財源(州を経由して地方自治体に流れるものも含む)の総額は、約540億オーストラリアドル(以下、「ドル」とする。)<sup>(5)</sup>に上る(表4)。連邦から州への移転財源の割合は、2000年度決算ベースで比較すると、州政府の歳入の44%(表5)を占め、連邦政府の歳出の25%を占めている。

## (2) 移転財源の内訳

連邦から州への交付金・補助金等の移転財源の内訳は次のようになっている(表4)。

表4 連邦から州への移転財源の内訳(2002年度)  
(単位:100万ドル)

	金額	構成比
財・サービス税(GST)	30,465.1	56.2%
予算均衡援助(BBA)	1,004.0	1.9%
国家競争政策支払(NCPP)	739.9	1.4%
特定目的補助金	21,984.3	40.6%
総 額	54,193.3	100%

(出典) 2003-04 BUDGET PAPER No.3 FEDERAL FINANCIAL RELATIONS 2003-04 より作成。

移転財源のうち最も比率が高いのは、財・サービス税(Goods and Services Tax 以下、「GST」とする。)であり、移転財源の56%を占めている。GSTは、2000年7月に導入された付加価値税である。連邦政府によって徴収された後、全額が州政府に交付される。州政府が自由に使うことのできる一般財源である。この他に用途

に制約のない一般交付金として、予算均衡援助(Budget Balancing Assistance)<sup>(6)</sup>と、国家競争政策交付金(National Competition Policy Payments)<sup>(7)</sup>がある。これら以外の移転財源は、用途が特定された特定目的補助金<sup>(8)</sup>であり、移転財源総額の約40%を占めている。

以上のことから、州政府の歳入の44%は連邦政府からの移転財源で賄われる状態であり、かつ、その移転財源のうちの4割が用途の特定された特定目的補助金であるということが分かる。

## 3 2000年度税制改革とGSTの導入

### (1) GSTの導入

オーストラリアでは、第2次世界大戦中に連邦政府によって所得税が独占され、大戦後もその状態が続いている。このことについて、州政府は長年にわたって所得税の課税権の回復を主張してきたが、実現していない。また、憲法第90条<sup>(9)</sup>の規定に基づき、州が課税ベースの広い間接税を課すことは制限されている。そのため、各州は細かな個別間接税しか課すことができない状況である(表2)。

その結果、州では非効率的な税制がとられてきた。連邦税においても、GST導入以前の間接税であった卸売売上税の課税ベースは狭く限定されていた。そこで1970年代から、連邦政府内で税制の効率化に向けて、税制改革の検討がなされてきた。小規模な税制改革など<sup>(10)</sup>を経て、2000年7月に本格的な税制改革が実現した。その目玉としてGSTが導入された。

表5 州政府の歳入内訳

	1999年度 (100万ドル)	2000年度 (100万ドル)	増 減 率 1999/2000	歳入に占める割合 (2000年度)
税 収	37,826	32,604	-13.8%	32.3%
連邦からの移転財源	33,301	44,501	33.6%	44.1%
財・サービスの売上	9,321	9,542	2.4%	9.4%
利 益 収 入	2,912	2,138	-26.6%	2.1%
配 当 収 入	3,430	3,105	-9.5%	3.1%
そ の 他	8,356	9,129	9.3%	9.0%
計	95,146	101,019	6.2%	100%

(出典) 表1に同じ

それと引き換えに、連邦税については、卸売売上税の廃止や所得税の減税等が実施された。州税については、宿泊税等の複数の個別間接税が廃止されるとともに、ギャンブル税が減税された。GSTの導入は、連邦と州の財政関係に、1942年（連邦による所得税の一元化がなされた年）以来の最大の変化をもたらしたとも評されている<sup>(11)</sup>。GSTは、幅広い財やサービスに課される付加価値税であり、税率は一律10%である。GSTは、連邦政府によって一括徴収された後、全額、州政府に交付されることが1999年の「連邦・州間財政関係の改革に関する政府間合意」で決められた。また、それまで一般交付金（使途に制約のない財源）として連邦から州に交付され、州間での水平的財政調整の役割も果たしていた財政援助補助金を廃止することも、この合意の中に盛り込まれた。その結果、GSTが水平的財政調整の役割も担うこととなった。

## (2) 2000年税制改革がもたらした変化

2000年の税制改革は、連邦・州間財政関係に次の2点で大きな変化をもたらした。

1点目は、州政府が交付金の形で、付加価値税という安定した財源を獲得できたことである。それまでの一般交付金であった財政援助補助金は、毎年の連邦・州首相会議で総額が決められており、州にとって財源面での保障が確実ではなかった。

2点目は、GSTの導入によって全税収に占める連邦税の割合が高まり（表2）、州の歳入内訳の上でも州税の割合が下がったことである（表5）。一方、連邦からの移転財源が増え、州財政は連邦財政にさらに依存することとなり、垂直的財政不均衡が拡大した。

## II 財政調整制度の概要

オーストラリアの財政調整制度の大きな枠組みは、連邦税収を、各州の歳出必要額と財政力を考慮して、州政府に配分するというものであ

る。これによって、垂直的財政調整と水平的財政調整<sup>(12)</sup>が同時に行われる。その配分は、連邦交付金委員会（Commonwealth Grants Commission 以下、「CGC」とする。）が、各州の1人あたりの歳出必要額と財政力等から、各州のための調整計数（relatives）を算出して連邦政府に勧告し、最終的には連邦・州間の協議で決定するという仕組みになっている。

### 1 連邦交付金委員会の概要

CGCは、連邦財務・行政管理省の下にある法定の機関である。日本で言うところの外局にあたる。

CGCは、財政難にあった州政府からの財政援助要求を査定するための機関として、1933年に設立された。その後、第2次世界大戦時に連邦政府へ税収が集中し、それに伴い連邦から州政府への移転財源が増加したために、その役割が拡大した。

CGCは、毎年連邦政府から州政府への一般交付金のうちのGSTと予算均衡援助（BBA）の配分のための各州の調整係数を算出し、その調整係数を連邦政府に勧告することを任務としている。5年ごとに算出方法の見直しを行っている。

### 2 財政調整における基本的な考え方

#### (1) 水平的財政平衡化原則の定義

各州への配分は、「水平的財政平衡化原則（Horizontal Fiscal Equalisation 以下、「HFE」とする。）に基づいて、その基準と計算方法を決定する。水平的財政平衡化原則は、CGCが交付金配分を通じた財政調整を行う際の根本原則である。1930年代にCGCが作成したものに由来し、その後何度かの改正がなされた。現在採用されている最新の原則は、1999年の「連邦・州間財政関係の改革に関する政府間合意」において両政府が承認したものであり、以下のとおりである。

「各州がその経済基盤から歳入を上げるため

に同じ努力をし、かつ効率性において同じレベルで行政運営を行ったならば、各州は、同じ水準の行政サービス (services at the same standard) を提供できる財政力を財政調整によって与えられるべきである<sup>(13)</sup>」

すなわち、歳入獲得における努力と歳出における効率的な運営を前提に、各州は、全州の標準レベルの行政サービスを提供できるだけの財政力が、財政調整によって保障されるということである。

## (2) CGC による HFE の解釈について<sup>(14)</sup>

CGC は、この原則の解釈として、次の 3 点を柱として挙げている。

### ① 財政力の均等化 (capacity equalisation)

HFE は、州政府の財政力の均等化を図るものであって、州のパフォーマンスやアウトカムの均等化を図るものではない。アウトカムとは、ある政策によって達成される成果のことである。例えば、教育におけるアウトカムでは、ある政策をとった場合に生徒の学力があるレベルに到達することなどが、一つのアウトカムとして考えられる。

### ② 国内の水準 (Internal standards)

CGC が採用している「水準 (standards)」とは、各州政府が実際に行っている行政サービスの平均 (全州の歳出額の平均値) という意味である。すなわち、CGC は、どのレベルのサービスが適切であるかということを推測したりすることはしない。

### ③ 政策の中立性 (Policy neutrality)

各州が何らかの政策や選択により、歳出必要額を増やしたり、歳入額を減らすことによって、連邦からの財源移転を増やそうとすることがないように、CGC はその査定において政策的中立性をとる。すなわち、各州が同じ (あるいは標準的な) 政策を行っているという想定のもとで、歳出必要額と自主財源額の査定を行う。

## 3 GST 収入の配分方法<sup>(15)</sup>

GST の配分額は、大まかには次の手順で決定される。

① CGC が水平的財政平衡化原則に基づいて、各州の調整係数を算出し、連邦政府に勧告する。調整係数は、各州の歳出必要額と自主財源額をもとに算出する。各州の歳出必要額を算出するには、各州のコントロールが及ばないところにある物理的、経済的、社会的、人口統計学的な要因による追加的なコストや需要を考慮した、所定の算式に則って計算される。

② 連邦大蔵省は、CGC からの勧告を受けて、州政府と協議の上、配分金額を決定する。

CGC によって算出された 2002 年度の GST の調整係数は、表 6 のようになっている。調整係数が 1 のときに全州の平均値と等しくなる。ニューサウスウェールズ州 (NSW)、ヴィクトリア州 (VIC)、西オーストラリア州 (WA) では歳入不足額が平均値を下回っているが、残りの州では平均額を上回っている。つまり、前者は財政力の高い、富裕な州であり、後者は財政力の低い州であると言える。

## 4 財政調整の結果—州間での財政格差—

2002 年度の各州への 1 人当たりの GST の配分金額は、表 7 のようになっている。ニューサウスウェールズ州 (NSW)、ヴィクトリア州 (VIC)、西オーストラリア州 (WA) への 1 人当たりの配分額は、州全体の平均値を下回っている。そのため、CGC の配分基準で算出された実際の GST 配分金額 (表 7 の (A)) と、平均値に人口をかけ合わせた金額 (表 7 の (B)) とでは、ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州では 10 億ドル以上の差が生じている。

これは、州間に著しい水平的な財政格差があるなかで、徹底した財政力の均衡化を図ろうとしたためである。その結果、富裕な州から税収が吸い上げられ、人口密度が低い、あるいは未開発な地域に配分されている。つまり、財政調

整は、財政力が弱い州にとってはプラスに作用しているが、他方で富裕な州にとってはマイナスの影響を与えている。そのため、財政調整の配分基準や仕組みをめぐっては、州間での緊張関係が生まれやすい状況にある。

特に、現行の財政調整の基準が、個人や家計のアウトカムには着目せず、各州の財政力にのみ主眼を置いていることは、富裕な州の不満を生む要因となっている。

### III 財政調整をめぐる最近の動き

2000年の税制改革によって GST が導入され、オーストラリアにおいて新たな財政調整の仕組みが開始されてから3年が経過した。税制改革による GST の導入は、州政府に安定した財源をもたらしたが、他方で、連邦からの移転財源が、州財政にとって極めて重要な財源であるという点においては、何ら変わっていない。

表6 GST 調整係数 (2002年度)

州・地域*	NSW	VIC	WA	QLD	SA	TAS	ACT	NT
調整係数	0.90631	0.86824	0.97592	1.01174	1.19447	1.55419	1.15216	4.24484

(出典) 表4に同じ

\* 表6および以下の表7における各州の略称は次のとおりである。

NSW (ニューサウスウェールズ州)、VIC (ヴィクトリア州)、WA (西オーストラリア州)、QLD (クイーンズランド州)、SA (南オーストラリア州)、TAS (タスマニア州)、ACT (首都特別地域)、NT (北部特別地域)

表7 各州への GST 配分額 (2002年度)

州・地域*	人口	1人当たりの GST 配分額 (ドル)	平均値との差額 (ドル)	実際の GST 配分金額 (100万ドル) (A)	平均値×人口 (100万ドル) (B)	(A)-(B) (100万ドル)
NSW	667万人	1,360	-178	9,077	10,262	-1,185
VIC	490万人	1,298	-240	6,362	7,541	-1,179
QLD	375万人	1,569	31	5,881	5,765	116
WA	194万人	1,499	-39	2,911	2,986	-75
SA	152万人	1,875	337	2,860	2,345	514
TAS	47万人	2,627	1,089	1,245	729	516
ACT	32万人	1,908	370	617	498	119
NT	20万人	7,670	6,132	1,512	303	1,209
合計	1,979万人			30,465		
平均値		1,538				

(出典) 表4に同じ

#### <参考> GST 収入の配分額の算出方法

- ① 各州の1人当たりの平均歳出額 (国内の平均レベルの行政サービスを提供するのに必要とする金額) を算出する。その際に、各州政府のコントロールが及ばないところにある物理的、経済的、社会的、人口統計学的な要因による各州の追加的なコストや特別な需要等を考慮に入れて計算する。
- ② 各州の1人当たりの平均歳入額 (各州政府がその経済基盤において、平均的な努力をした場合に獲得できる歳入額) を算出する。
- ③ 各州の平均歳出額から平均歳入額を引くことによって、各州の財政援助必要額を算出する。
- ④ 連邦政府から州政府に交付された特定目的補助金額を、財政援助必要額から引いて、州の歳入不足額 (調整後の財政援助必要額) を算出する。
- ⑤ 各州政府の1人当たりの歳入不足額を、連邦から州政府全体に交付される GST 総額の1人当たりの配分金額で割って、調整係数を算出する。CGC は、この調整係数を連邦政府に勧告する。
- ⑥ この勧告に基づいて、連邦大蔵省は、各州の人口に調整係数をかけることによって、各州の加重人口を算出する。最終的に、GST 収入等<sup>(16)</sup> に各州の加重人口比をかけて、各州への GST の配分金額を算出する。

その中で、特定目的補助金の分配も含めた、現行の財政調整制度に不満を抱いている富裕な3州は、現行制度が持つ歪みとその枠組みを問い直す提議を行っている。

## 1 連邦・州間財政関係への問題提議

ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、西オーストラリア州の富裕な3州は、① 経済的効率性、② 全オーストラリア国民の公平の達成、③ 分かりやすさ・透明性の観点から、現行制度を再検証し、改革すべきであるとの考えの下、2001年11月に、連邦政府による一般交付金と特定目的補助金の配分方法を再検証するための場を設置した。上記3州は、著名なエコノミスト2名にその検証作業を委託し、調査の成果を「背景説明 (Background paper)」、「中間報告 (Interim report)」、「最終報告 (Final report)」として順次作成し、公表してきた。

### (1) 「最終報告」の概要

現行の財政調整制度についてのレビューを締めくくる「最終報告」は、2002年8月に公表された。この最終報告書は、制度の変遷、他の連邦制国家との比較を踏まえた上で、現行制度を厳しく批判し、改革の必要性和改革の具体案を提示した。その結果、この報告書の発表は、オーストラリア国内で物議をかもしることとなった。「最終報告」の要旨は次のとおりである。

#### ① 経済的効率性について

- ・現行制度は、経済力の弱い州が経済力を高めるインセンティブを削いでいる。
- ・現行制度の下では、毎年1.5～2.8億ドルの無駄を生みだしている。

#### ② 公平性について

- ・現行制度は州間での財政力の均等化を企図しているが、それは意味をなさない。均等化による公平の達成は、個人や家計が得られるアウトカム（行政サービスが個人や家計に与える何らかの成果）<sup>(17)</sup> によって測られなければならない。

- ・財政調整が公平な制度であるか否かは、高所得の家計から低所得の家計への所得の再分配を促進しているか否かで判断されるべきである。

- ・現在の方法は、富裕州の住民から所得を吸い上げて、二つの特別地域の高所得の住民に収入を移転している。

#### ③ 分かりやすさ、透明性について

- ・現行制度は分かりづらく、連邦政府・州政府における政治的説明責任を曖昧にしている。

#### ④ 制度改革のための提言

##### ◇改革の骨子

- ・連邦・州間での財政移転制度は、個人や家計に公平なアウトカムを与えるものであるべきだ。
- ・制度は簡素で効率的で、州運営における基本的なコストを満たすために行われるべきだ。
- ・経済成長力を高めるインセンティブを維持する制度でなければならない。

##### ◇具体的なモデル

- ・多くの特定目的補助金を廃止し、医療、高齢者ケアと教育・訓練という主要2分野と先住民居住地域の開発に関する分野に絞る。
- ・廃止する分野の補助金は、主要2分野の補助金額に組み入れる。
- ・主要2分野の補助金については、連邦から細かな監督を受けずに州が自主的に運営できるようにする。
- ・連邦・州首相が共同して、オーストラリア全土の個人や家計が達成すべきアウトカムと、それに関わるパフォーマンスの測定法を決定する。
- ・GSTなどの一般交付金と特定目的補助金の配分においては、複雑なコスト計算を行わずに、人口比などの簡素な方法によって、サービス提供のための必要額を算出する。

このように「最終報告」は、①経済的効率性、②公平性、③分かりやすさ・透明性の3点において、現行制度を厳しく批判し、改革に向けて

の提言を示した。

## (2) 各州の見解と連邦政府の反応

### (i) 各州の見解

GSTの配分額が平均を上回っている南オーストラリア、タスマニア、クイーンズランド州の首相は、「最終報告」を公然と否定した<sup>(18)</sup>。富裕な3州によるレビューが契機となり、財政調整をめぐる各州の意見が対立している。例えば、ニューサウスウェールズ州財務相、クイーンズランド州財務相、首都特別地域財務相は、現行の財政調整制度について、それぞれ次のように発言している。

#### ◇ニューサウスウェールズ州財務相の見解<sup>(19)</sup>

- ・現行制度は不公正であり、財政力の弱い州を怠けさせている。
- ・クイーンズランド州やタスマニア州は「物乞い」状態であり、自ら努力することなく財政力を保持している。

#### ◇クイーンズランド州財務相の見解

- ・現行の調整は柔軟な制度であり、公平に配分されている。
- ・連邦交付金の配分についての富裕な3州の提言は、どこに住んでいるかということで、オーストラリア国民を差別することになる。
- ・「最終報告」は、3州の財政力が平均を上回っているという事実は完璧に無視している。

#### ◇首都特別地域財務相の見解<sup>(20)</sup>

ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、西オーストラリア州の3州は、より多くの連邦からの交付金が欲しいだけである。3州の議論は感情的であり、公正さや公平さを欠いている。

### (ii) 連邦政府の反応

以上のように、富裕な3州は、「最終報告」の内容を基に、財政調整制度の変更を求めているが、他の州は制度の維持を望んでおり、州間の調整がつかない状態である。このような状態にあって連邦財務相は、「全州が合意に達する

までは、現行制度の変更を検討する用意はない。」と発言し<sup>(21)</sup>、連邦首相もまた、「平等主義に基づいて100年以上続いてきた連邦・州間財政調整の現在のシステムを変更する考えはない。」と発言している<sup>(22)</sup>。このことから、今後急激な制度変更が行われることはないと考えられている。

## 2 今後の課題

オーストラリアの財政調整制度は、国内のどこに住んでいても等しく行政サービスを受ける機会が与えられるように、各州の財政力を保障している。しかしその一方で、富裕な3州から指摘があったように、経済的効率性、公平性、透明性・説明責任の観点において、課題を抱えているのは事実である。

これらの課題については、CGCや連邦政府も関心を示している。公平性に関してCGC委員長は、「何が公平であるか」ということと「いかにして公平を達成し得るか」ということについて、オープンで包括的な議論が必要であると述べている<sup>(23)</sup>。他方で、オーストラリアは隣国のニュージーランドと共に、NPM（ニューパブリックマネジメント）を積極的に推進している国である。NPMとは、民間企業で活用されている経営手法を、公的部門へと適用することにより、行財政管理の有効化・効率化を図ろうとする新しい試みの総称である。NPMでは、経済的効率性と透明性・説明責任を重視した行財政運営が強く求められている。実際に連邦政府も、『2003年度連邦予算書』において特定目的補助金における説明責任の向上を問題点として挙げている。

また、富裕な3州から批判を受けた問題点の背景には、垂直的財政不均衡という、より根本的な課題が存在している。

おわりに

国土面積、人口規模、統治機構がわが国とは

大きく異なるオーストラリアの財政調整制度の概要について紹介したわけであるが、オーストラリアの制度が抱える問題点・課題は、ある部分において、わが国の制度の問題点と非常によく似ている。「複雑で分かりづらい」、「州が財政力を上げるインセンティブを下げる」、「都市部の住民の税金が地方で使われている」などの問題点は、日本の地方交付税制度についても指摘されている。また、冒頭で触れたように、「財政調整によってどのレベルまで州（地方自治体）の財政を保障するのか」あるいは「何をもちて公平とするのか」という点についても、日本の制度における大きな課題となっている。

しかし、オーストラリアとわが国とは、財政状態が大きく異なっている。オーストラリアは連邦・州政府ともに財政状態が良好であることから、わが国のようには制度改革が喫緊の課題とはなっていない。そのため、昨年盛り上がりを見せた財政調整をめぐる新聞報道も、今年に入って沈静化しているようである。

行財政改革の推進で高い評価を受けているオーストラリアが、政府間財政調整においても効率性や説明責任の向上に向けて、どのような改革を示すのか今後とも注目されることである。

注(1) 本稿で用いる「各州」および「全州」という表現は、2 特別地域を含んだ 6 州、2 地域のことを指す。

(2) 岩崎美紀子『分権と連邦制』1988年、ぎょうせい、p.64.

(3) 環境・人権などの問題が国際的な問題として取り上げられるようになったため、「対外関係」を根拠として近年、連邦の権限が増えつつある。

(4) 岩田由加子「付加価値税導入と政府間財政関係（上）（下）」『自治研究』2003.4,6 において、「自己目的歳出は、全歳出から他政府や公的企業への補助金等を除いたものと定義した。ただし連邦から州に対する特定目的補助金のうち、地方への財政援助交付金と道路補助金を除く『州を通じた特定目的補助金』は連邦自己目的歳出に含めた。また、

連邦と州の他政府部門への補助金は自己目的歳出に含めた。」とある。

- (5) 2003年 8 月末では、1 オーストラリアドルは、75.8円である。
- (6) 2000年の税制改革の際に、各州の財政が悪化することがないように創設された交付金で、移行期間中は、2000年以前の歳入が保障されることとなっている。移行期間は、当初2002年度末までとされたが、その後2006年度末にまで延期された。
- (7) 競争を制限する法律の見直しなど、競争政策に関連する改革を州政府が行うために、連邦政府が提供する資金。
- (8) 教育、医療、社会保険、住宅、道路、交通通信などの幅広い地域政策に係る80を超える補助金が存在している。
- (9) 憲法第90条第1項「均一の課税が賦課されるときには、関税および消費税を賦課し、ならびに物品の生産または輸出に対して助成金を付与する権限は、議会に専属するものとする。」阿部照哉・畑博行『世界の憲法集 第二版』有信堂高文社、1998.
- (10) GST 導入の経緯については、岩田、前掲論文に詳説されている。
- (11) Review of Commonwealth-State funding, *Background paper*, 2001, p13. <<http://www.reviewcommstatefunding.com.au/pubs.html>>
- (12) 垂直的財政調整とは、連邦と州間での財政不均衡を調整するために、両者で垂直的に財源の配分を行うことである。水平的財政調整とは、州間での財政格差を調整するために、水平的に財源の配分を行うことである。
- (13) 原文：State governments should receive funding from the Commonwealth such that, if each made the same effort to raise revenue from its own sources and operated at the same level of efficiency, each would have the capacity to provide service at the same standard. (出典：注(4))
- (14) Commonwealth Grants Commission, *Information paper CGC 2002/1 Guidelines for implementing horizontal fiscal equalisation*, septem-

ber 2002., p5.

<[http://www.cgc.gov.au/State\\_Downloads/Discussion/R2004/CGC\\_2002\\_1\\_Guidelines\\_for\\_Implementing\\_HFE.pdf](http://www.cgc.gov.au/State_Downloads/Discussion/R2004/CGC_2002_1_Guidelines_for_Implementing_HFE.pdf)>

- (15) GST の配分方法については、CGC, State finances - Report on General Revenue Grant Relativities 1999, Volume I Attachment A, The distribution model a mathematical presentation <[http://www.cgc.gov.au/State\\_Pages/state\\_finances\\_R99\\_report.htm](http://www.cgc.gov.au/State_Pages/state_finances_R99_report.htm)> と、注(1), (14)を参照した。
- (16) GST 総額に保健医療分野の特定目的補助金を足した合計値に加重人口比をかけることによって、各州の配分額が決定される。
- (17) アウトカムの具体例については、p.5を参照。
- (18) *Australian Financial Review*, August 31, 2002.
- (19) NSW 州財務相と QLD 州財務相の発言は、*Australian Financial Review*, October 12, 2002. による。
- (20) *Canberra Times*, August.31, 2002.

(21) 同注(18)

(22) Australian Associated Press Financial News Wire, January.24, 2003.

(23) Alan Morris, The commonwealth grants commission and horizontal fiscal equalisation, *Australian economic review*, vol.35, 2002, pp. 318-324.

その他の参考文献 (注に掲げたものを除く)

久保田治郎『オーストラリアの地方自治体論』ぎょうせい, 1998.

Richard Webb, Horizontal fiscal equalisation, *Research Note*, No.1, 20 August 2002, Department the Parliamentary Library <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/rn/2002-03/03rn01.pdf>>

Richard Webb, Public finance and vertical fiscal imbalance, *Research Note*, No.13, 15 October 2002, Department of the parliamentary Library <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/rn/2002-03/03rn13.pdf>>

(財政金融課 <sup>にしもり</sup>西森 <sup>みつこ</sup>光子)